

一、相关新法令、新政策

I 关于改善农民工居住条件的指导意见

【发布单位】建设部、国家发展和改革委员会、财政部、劳动保障部、国土资源部

【发布文号】建住房〔2007〕276号

【发布日期】2007-12-05

【提示】根据该意见：

责任主体	n 用人单位。
改善方式	n 用人单位可采取无偿提供、廉价租赁等方式向农民工提供居住场所； n 农民工自行安排居住场所的，用人单位应当给予一定的住房租金补助； n 开发区和工业园区应集中建设农民工集体宿舍，由用人单位承租后向农民工提供，或由农民工直接承租，但不得按商品住房出售或出租。
农民工居所的要求	n 应符合住宅安全、消防标准和基本卫生要求，远离危险源和污染源。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.cin.gov.cn/zcfq/jswj/fdcy/200801/t20080110_140542.htm

I 关于耕地占用税平均税额和纳税义务发生时间问题的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局

【发布文号】财税〔2007〕176号

【发布日期】2007-12-28

【提示】根据该通知：

耕地占用税平均税额	n 上海市最高，为45元/平方米； n 其他省市择要如下：北京市40元/平方米，江苏、浙江30元/平方米。
纳税义务发生时间	n 经批准占用耕地的，为纳税人收到土地管理部门办理占用农用地手续通知的当天。 n 未经批准占用耕地的，为实际占用耕地的当天。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7332633.html>

一、関連する新法令と新政策

I 農民工(出稼ぎ労働者)居住条件の改善に関する指導意見

【発布機関】建設部、国家発展改革委員会、財政部、労働保障部、国土資源部

【発布番号】建住房〔2007〕276号

【発布日】2007-12-05

【コメント】本意見によると次の通りである。

責任主体	n 雇用主。
改善方法	n 雇用主は無償提供や、廉価な賃料での賃貸などの方法にて農民工に対し居住場所を提供することができる。 n 農民工が自ら居住場所を手配するときは、雇用主は一定の住居手当を支給しなければならない。 n 開発区および工業園区は農民工の集合宿舍を集中して建設しなければならず、これらは雇用主が賃借したのち農民工に提供するか、或いは農民工が直接に賃借するが、商品住宅として販売したり賃貸に出してはならない。
農民工の居住場所についての要求	n 住宅安全、消防基準および基本衛生要求を満たし、危険源および污染源から遠く離れていること。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.cin.gov.cn/zcfq/jswj/fdcy/200801/t20080110_140542.htm

I 耕地占用税平均税額および納税義務発生時の問題に関する通知

【発布機関】財政部、国家税務総局

【発布番号】财税〔2007〕176号

【発布日】2007-12-28

【コメント】本通知によると次の通りである。

耕地占有税平均税額	n 最高は上海市で、45元/平方メートルである。 n その他の主な省・市は次の通り。北京市は40元/平方メートル、江蘇・浙江30元/平方メートル。
納税義務の発生時間	n 認可済の占有耕地の場合は、納税人が土地管理部門より占有農業用地手続を行う通知を受け取った当日。 n 未認可の占有耕地の場合は、実際に耕地の占有を開始した当日。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7332633.html>

I 关于限制生产销售使用塑料购物袋的通知

【发布单位】国务院办公厅

【发布文号】国办发〔2007〕72号

【发布日期】2007-12-31

【实施日期】2008-06-01

【提 示】根据该通知，自2008年06月01日起，

- n 在中国全国范围内禁止生产、销售、使用厚度小于0.025毫米的塑料购物袋，国家发展和改革委员会将修订《产业结构调整指导目录》，将厚度小于0.025毫米的塑料购物袋列入淘汰类产品目录。
- n 在所有超市、商场、集贸市场等商品零售场所实行塑料购物袋有偿使用制度。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwgk/2008-01/08/content_852879.htm

I 关于行政案件管辖若干问题的规定

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法释〔2008〕1号

【发布日期】2008-01-14

【实施日期】2008-02-01

【提 示】该规定根据《中华人民共和国行政诉讼法》，对行政案件管辖问题进行了规定，主要包括：

- n 以下案件应当由中级人民法院进行一审：
 - 被告为县级以上人民政府的案件，但以县级人民政府名义办理不动产权物登记的案件可以除外；
 - 社会影响重大的共同诉讼、集团诉讼案件；
 - 重大涉外或者涉及香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区的案件；
 - 其他重大、复杂的案件。
- n 当事人认为有管辖权的基层人民法院不宜行使案件管辖权，可以直接向中级人民法院起诉，由中级人民法院根据不同情况作出处理。
- n 当事人向有管辖权的基层人民法院起诉，受诉人民法院既不立案也不作出裁定，当事人可以向中级人民法院起诉，由中级人民法院根据不同情况作出处理。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/contentpub/browser/contentpro.jsp?contentid=co2056017928>

I ビニール製レジ袋の生産・販売・使用の制限に関する通知

【発布機関】国務院弁公庁

【発布番号】国弁発〔2007〕72号

【発布日】2007-12-31

【施行日】2008-06-01

【コメント】本通知によると、2008年6月1日より次の通りとなる。

- n 中国全土で、厚さが0.025ミリ未満のビニール製レジ袋の生産・販売・使用を禁止する。国家発展改革委員会は「産業構造調整指導目録」を改定し、厚さが0.025ミリ未満の超薄型ビニール製レジ袋を淘汰類製品目録に記載する見込みである。
- n 全てのスーパー、商業施設、自由市場など商品の小売店において、ビニール製レジ袋の有料使用制度を実施する。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwgk/2008-01/08/content_852879.htm

I 行政事件の管轄についての若干の問題に関する規定

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法积〔2008〕1号

【発布日】2008-01-14

【施行日】2008-02-01

【コメント】本規定は「中華人民共和国行政訴訟法」にもとづき、行政事件の管轄問題につき規定を行った。主に次の内容を含む。

- n 下記の事件は中級人民法院が一審を担当しなければならない。
 - 被告が県クラス以上の人民政府である事件、但し県クラスの人民政府の名義にて扱う不動産物権登記に関する事件は除外することができる。
 - 社会的影響が重大である共同訴訟、集団訴訟事件。
 - 重大な涉外事件または香港特别行政区、マカオ特别行政区、台湾地区に係わる重大な事件。
 - その他の重大で、複雑な事件。
- n 当事者は、管轄権を有する基層人民法院が事件の管轄権を行使することは適当でないと考えられる場合は、直接に中級人民法院に訴えを提起することができ、中級人民法院が異なる状況に応じて処理を行う。
- n 当事者が管轄権を有する人民法院に訴えを提起し、訴え受けた人民法院が立件をせず、裁定も出さないときは、当事者は中級人民法院に訴えを提起することができ、中級人民法院が異なる状況に応じて処理を行う。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/contentpub/browser/contentpro.jsp?contentid=co2056017928>

I 关于行政诉讼撤诉若干问题的规定

【发布单位】最高人民法院
【发布文号】法释〔2008〕2号
【发布日期】2008-01-14
【实施日期】2008-02-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/contentpub/browser/contentpro.jsp?contentid=co2056038735>

I 行政訴訟における訴えの取下げについての若干の問題に関する規定

【発布機関】最高人民法院
【発布番号】法释[2008]2号
【発布日】2008-01-14
【施行日】2008-02-01
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/contentpub/browser/contentpro.jsp?contentid=co2056038735>

I 海关总署关于修改《中华人民共和国海关对加工贸易货物监管办法》的决定

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署令第168号
【发布日期】2008-01-14
【实施日期】2008-03-01
【提 示】该决定对外发加工的定义与管理,以及违反监管办法的法律责任等进行了修改。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/ziliao/ffq/2008-01/16/content_859724.htm

I 「中華人民共和國税関の加工貿易貨物に対する監督管理弁法」の改正に関する税関総署の決定

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署令第168号
【発布日】2008-01-14
【施行日】2008-03-01
【コメント】本決定は、外注加工の定義と管理、および監督管理弁法に違反した場合の法律責任などにつき改正を行った。
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/ziliao/ffq/2008-01/16/content_859724.htm

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务, 请与我们联系;
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址, 如果无法访问, 您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

二、関連する新情報

I 废旧电子电器产品回收法律体系雏型显现

日前,《废旧电器电子产品回收处理管理条例(草案)》经国务院法制办公室审理原则通过,预计在2008年春节前出台。据介绍,该条例主要内容包括:

- n 废旧家电回收将推行生产者责任制。家电经销商或售后服务机构有义务对废旧家电进行回收,并交给有资质的企业处理。
- n 消费者不得擅自丢弃和拆卸废旧家电,应交售给家电经销商、售后服务机构或回收企业。
- n 该条例将废旧电视机、冰箱、洗衣机、

I 廃家電・電子製品の回収に関する法律体系(中国版家電リサイクル法)のひな形が明らかになる

先ごろ「廃家電・電子製品回収処理管理条例(草案)」が国务院法制弁公室の審議を原則通過し、2008年の春節前には発布される見込みである。説明によると、本条例には主に次の内容が含まれる。

- n 廃家電の回収を生産者の責任とする制度を推し進める。家電の販売業者またはアフターサービス提供者は廃家電を回収し、且つ有資格業者に引渡し処理させる義務を負う。
- n 消費者は勝手に廃家電を投棄したり分解してはならず、家電の販売業者、アフターサービス提供者または回収業者に引き渡さなければならない。

- 空调、电脑五类产品列入首批回收处理产品目录。
- n 该条例还提出由国家建立废旧家电回收处理专项资金，用于废旧家用电器回收处理费用的补贴。根据国家发展和改革委员会和财政部制定的专项资金办法草案，国家准备向生产企业收取一定的费用，用于补贴回收处理花销。

目前，中国废旧电子电器回收处理法律体系雏形已经显现，具体包括以下规定：

法规名称	制定/发布情况	着眼点
废弃家用电器与电子产品污染防治技术政策	环发〔2006〕115号发布，已实施。	n 通过设计等减少家用电器与电子产品的废弃量； n 提高资源再利用率； n 控制再利用和处置过程中的环境污染。
电子废物污染环境防治管理办法	国家环境保护总局令第40号发布，将自2008年02月01日起实施。	n 对拆解、利用、处置电子废物进行全程管理。
废旧电器电子产品回收处理管理条例	国务院法制办公室已原则通过，预计将在2008年春节前出台。	n 对废旧电器、电子产品的回收、处理进行管理。
家用和类似用途电器的安全使用年限和再生利用通则（GB/T 21097.1-2007）	国家标准批准发布公告2007年第10号发布，将自2008年05月01日起实施。	n 明确家用电器等的安全使用年限和再生利用的标准。
家用电器安全使用年限细则	国家标准化委员会正在制定。	

另外，部分省市正在制定相关规定。例如，上海电子产品维修服务协会制定了《上海市废旧电子电器回收处理暂行规定》（草案），并已交付上海有关部门审批。

（里兆律师事务所 2008年01月18日整理编写）

- n 本条例は破棄されるテレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・パソコンの5品目の製品を第一期回収処理製品目録中に指定した。
- n 本条例はまた、国が廃家電回収処理のための特別資金を確立し、廃家電の回収処理費用の補填に用いることを打ち出した。国家発展改革委員会および財政部が制定する特別資金弁法草案にもとづき、国が生産企業から一定の費用を徴収し、回収処理にかかる費用の補填に用いる。

現時点で中国の廃家電・電子製品の回収処理法律体系のひな形は既にはっきりしてきており、具体的には下記規定を含む。

法規の名称	制定/発布の状況	着眼点
廃棄される家電と電子製品の污染防治技術対策	環発〔2006〕115号発布、既に施行中。	n 設計などを通じて家電と電子製品の廃棄量を減少させる。 n 資源リサイクル率を引き上げる。 n リサイクルと処分の過程における環境汚染を抑制する。
電子廃棄物污染环境防治管理办法	国家環境保護総局令第40号発布、2008年2月1日より施行。	n 電子廃棄物の分解、利用、処理につき全面的な管理を行う。
廃家電・電子製品の回収処理管理条例	国务院法制办公室を既に原則通過、2008年春節前に発布の見込み。	n 廃家電・電子製品の回収・処理につき管理を行う。
家電および類似電化製品の安全使用年限と再生手順通则（GB/T 21097.1-2007）	国家基準認可発布公告2007年第10号発布、2008年5月1日より施行。	n 家電などの安全使用年限およびリサイクル基準を明確にする。
家電安全使用年限細則	国家基準化管理委員会が制定中。	

このほか、一部の省・市は目下関連規定の制定中である。たとえば、上海電子製品メンテナンスサービス協会は「上海市廃家電・電子製品回収処理暫定規定（草案）」を制定し、既に上海の関連部門の審査に提出されている。

（里兆法律事務所が2008年1月18日付けで作成）

I 直接雇佣与劳务派遣的简要比较

一直以来，很多企业为了降低劳动管理的成本，往往利用劳务派遣的用工方式雇佣劳动者。实践中，由于以往对劳务派遣缺乏明确的法律规定，劳务派遣的用工方式渐渐偏离其本来的目的，渐渐地被某些用工单位和劳务派遣单位用来规避劳动法律义务。对此，2008年01月01日起施行的《劳动合同法》试图在立法上规范劳务派遣这一用工方式，将其引入正常的轨道，对劳务派遣用工设置了更多的限制。

那么，在《劳动合同法》的体系下，直接雇佣和劳务派遣究竟有多少区别，选择劳务派遣需要注意哪些问题，本文试图通过下表，就劳动管理中的一些重要问题进行简要比较，以便企业做出适合自身实际情况的选择。

比较内容	直接雇佣	劳务派遣
适用岗位	n 所有岗位。	n 适用于临时性、辅助性或者替代性的工作岗位。但具体标准尚不明确。（近期有媒体报道，全国人大法工委向国家劳动和社会保障部的解释是，临时性，即劳务派遣期不得超过6个月，凡企业用工超过6个月的岗位须用用工单位正式员工；辅助性，即可使用劳务派遣工的岗位须为企业非主营业务岗位；替代性，指正式员工临时离开无法工作时，才可由劳务派遣单位派遣一人临时替代。该等解释目前尚未正式载入有关规范性文件。）
合同的签订	n 需要与员工个人订立劳动合同。 n 单位在谈	n 不需要与员工订立劳动合同。 n 需要与劳务派遣单位订立劳务派遣合同，用工单位的谈判能力并不占优，

I 直接雇用と労働者派遣の簡単な比較

長きにわたり、多くの企業は労働管理コストを下げるため、往々にして労働者派遣による労務使用形態を利用し労働者を雇用してきた。実践において、労働者派遣に対する明確な法律規定が欠けていたため、労働者派遣による労務使用形態は次第にその本来の目的から遠ざかり、段々といくつかの派遣先および派遣元事業主により労働法上の義務を免れるために用いられるようになった。これに対し、2008年1月1日より施行された「労働契約法」は立法上労働者派遣というこの労務使用形態を規範化することを試み、これを正常な軌道に導き、労働者派遣による労務使用につき更に多くの制限を設けた。

それでは、「労働契約法」の体系下において、直接雇用と労働者派遣は一体どれだけの区別があるのか、また労働者派遣を選択するにはどのような問題に注意が必要であるのか。筆者は下記表を通して、労働管理中のいくつかの重要な問題につき簡潔な比較を行い、企業の皆様が自社の実際の状況に見合った選択をされるうえで役に立てばと思う。

比較内容	直接雇用	労働者派遣
適用できる職務	n すべての職務	n 臨時性、補助性、または代替性を有する職務に適用する。しかし具体的基準はまだ不明確である。（近頃のメディア報道によると、全国人民代表大会法制工作委员会が国家労働社会保障部に向けて解説した内容によると、臨時性とは、労働者派遣の期間が6ヶ月を超えてはならず、企業による労働者の使用が6ヶ月を超える職務については、いずれも派遣先の正式な従業員を使用する必要がある。補助性とは即ち、派遣労働者を使用することのできる職務は、企業の主要業務以外の職務であることをいう。また代替性とは、正式な従業員が一時的に職場を離れ業務を行うことができないときに、ようやく派遣元事業主より派遣労働者一人を派遣し代替させることができるという意味である。これらの解釈は、目下正式な規範性の法律文書には記載されていない。）
契約の締結	n 従業員個人と労働契約を締結する必要あり。	n 従業員と労働契約を締結する必要なし。 n 派遣元事業主と労働者派遣契約を結ぶ必要があり、派遣先には交渉力の

	判能力上占优。	n 往往使用劳务派遣单位的格式合同。 n 劳务派遣单位在与员工订立的劳动合同中会保护自己的利益,并且把风险通过劳务派遣合同转嫁给用工单位。
合同期限	n 需要短期雇佣时可以订立“以完成一定工作为期限”的劳动合同。 n 需要长期雇佣时存在订立无固定期限劳动合同的可能。	n 劳务派遣单位至少与员工订立 2 年以上的固定期限劳动合同,劳务派遣单位需要在劳务派遣合同终止后继续向劳动者按照当地最低工资标准支付工资。因此,如果劳务派遣单位与用工单位约定了劳务派遣合同终止时的经济补偿金,并且经济补偿金额足以支付一定期间的当地最低工资,劳务派遣单位对劳务派遣合同的期限可能不会有特别要求;反之,则劳务派遣单位将会对劳务派遣合同的期限提出一定的要求。 n “不得将连续用工期限分割订立数个短期劳务派遣协议”,如何执行尚不明确,针对同一员工有可能无法连续通过订立劳务派遣合同的方式雇佣。
合同的解除	n 符合法定条件才能解除劳动合同。	n 符合法定条件可以将员工退回劳务派遣单位,法定条件与直接雇佣基本一致。 n 需要劳务派遣单位的配合。 n 劳务派遣合同的解除条件通过协商确定。
经济补偿金	n 必须根据法定条件支付。	n 与劳务派遣单位协商确定。一般均由用工单位实际承担。

	n 企业側が交渉力の面で優勢。	n 面での優勢はなく、往々にして派遣元事業主の契約フォーマットが使用される。派遣元事業主は従業員と結ぶ労働契約の中で自己の利益を保護し、リスクは労働者派遣契約を通じて派遣先に転嫁するであろう。
契約期間	n 短期的雇用が必要な場合は、「特定作業の完成までを期限とする労働契約」を結ぶことができる。 n 長期雇用の場合は、期限の定めのない労働契約を結ぶ可能性が存在する。	n 派遣元事業主は最短で 2 年以上の期限の定めのある労働契約を結び、派遣元事業主は労働者派遣契約の終了後(派遣労働者に対し)引続き当地の最低賃金基準を支給し続けなければならない。このため、派遣元事業主が派遣先と労働者派遣契約終了時の経済補償金について約定し、且つ経済補償金の額が一定期間の当地の最低賃金基準を支給するのに足りる場合は、派遣元事業主は労働者派遣契約の期間につき特別な要求をしないが、逆の場合(十分な経済補償金を約定していないとき)は、派遣元事業主は労働者派遣契約の期間につき一定の要求をしてくだろう。 n 「労働者を連続して使用する期間をいくつかの短期の労働派遣協議に分割して結んではならない」という規定の執行方法は不明確であるが、同一の従業員につき労働者派遣契約を結ぶ方法で、連続して雇用することができない可能性がある。
契約の解除	n 法定条件に合致する場合のみ、労働契約を解除できる。	n 法定条件に合致する場合は、従業員を派遣元事業主に送り返すことができる。この場合の法定条件は直接雇用のもとと基本的に一致している。 n 派遣元事業主による協力が必要である。 n 労働者派遣契約の解除条件は協議によって確定する。
経済補償金	n 法定の支払条件にもとづき支給しなければならない。	n 派遣元事業主と協議により確定する。派遣先が実際に負担するのが一般的。

规章制度 的适用	n 适用用人单位的规章制度。	n 适用用人单位的规章制度之外,通常还适用劳务派遣单位的有关规定。
工资支付、 社会保险	n 用人单位依法承担。	n 如何承担,可以与劳务派遣单位协商确定。一般均由用人单位实际承担。
休息 休假、 劳动 安全、 职业 培训	两者无明显差别,应符合法律的强制性规定。	
工会的 设立	n 没有设立工会的义务,但不能阻碍员工设立工会。 n 如果员工设立了工会,企业应当支付工会的经费。	n 员工可以选择在劳务派遣单位、还是用人单位设立工会。 n 如果员工在用人单位设立工会,则用人单位应承担的义务与直接雇佣时应承担的义务一致;如果员工在劳务派遣单位设立工会,工会经费通常也会转嫁由用人单位承担。
职工代表 大会制 度的建 立	两者无明显差别,根据各地的地方性规定执行。	
劳动争 议	n 应作为一方的当事人参加仲裁或诉讼。	n 劳务派遣单位违反法律规定,给员工造成损害的,用人单位承担连带赔偿责任。 n 劳务派遣单位或用人单位与员工发生劳动争议的,劳务派遣单位和用人单位为仲裁或诉讼中的共同当事人。
劳动管 理	n 自行管理为主。 n 也可以将劳动管理事务委托给劳务派遣单位等	n 向劳务派遣单位支付管理费等费用后,由劳务派遣单位为主进行劳动管理。 n 用人单位通常仍需通过《就业规则》等文件,自行进行部分劳动管理。

規則 制度 の適用	n 雇用主の規則制度を適用。	n 派遣先の規則制度のほか、通常は派遣元事業主の関連規定も適用しなければならない。
給与 支払、 社会 保険	n 雇用主が法に従い負担する。	n 負担の方法は、派遣元事業主と協議のうえ確定することができる。派遣先が実際に負担するのが一般的。
休暇 制度、 労働 の安全、 職業 研修	両者の間に明確な差はなく、法律の強行規定に合致しなければならない。	
労働組 合の設 立	n 労働組合の設立義務はないが、従業員が労働組合を設立するのを阻止してはならない。 n 従業員が労働組合を設立した場合は、企業は労働組合の経費を出さなければならない。	n 従業員は派遣元事業主か、または派遣先かを選んで、労働組合を設立することができる。 n 従業員が派遣先にて労働組合を設立するときは、派遣先は直接雇用時と同じ義務を負う。従業員が派遣元事業主にて労働組合を設立する場合であっても、労働組合の経費は通常派遣先の負担に転嫁される。
従業員 代表大 会制度 の確立	両者の間に明確な差はなく、各地の地方性規定にもとづき実施する。	
労働争 議	n 当事者の一方として仲裁または訴訟に参加する。	n 派遣元事業主が法律規定に違反し従業員に損害を与えたときは、派遣先は連帯賠償責任を負う。 n 派遣元事業主または派遣先と、従業員との間で労働争議が生じたときは、派遣元事業主と派遣先は仲裁または訴訟の共同当事者となる。
労働管 理	n 主に企業自ら管理。 n 労働管理事務を派遣元事業主などに	n 派遣元事業主に管理費など費用を支払ったのち、派遣元事業主が主体となり、労働管理を実施する。 n 派遣先は通常「就業規則」などの文書にもとづき、一部の労働管理について

	作外包服务处理。	
方式灵活性	n 直接雇佣方式的灵活性较差。	n 劳务派遣方式的灵活性较好。 n 如果员工实际由用工单位招聘,仅通过劳务派遣单位建立劳动合同关系,其灵活性与直接雇佣方式差不多。

	外注して処理することも可能。	は自ら行う。
雇用形態の柔軟性	n 直接雇用の形態は柔軟性に劣る。	n 労働者派遣による雇用形態は柔軟性が比較的良好。 n 従業員は事実上派遣先が採用するが、ただ派遣元事業主を通して労働関係を確立するだけという状況においては、柔軟性は直接雇用の場合と大差ない。

除上述比较项目以外,还有其他很多方面(例如,员工归属感等)可以进行比较。仅就上述比较而言,律师认为,在《劳动合同法》的体系下,与直接雇佣相比,选择劳务派遣虽然仍然具有一定的灵活性,但并不一定可以达到降低劳动管理成本、规避劳动法律义务等效果。因此,如果《劳动合同法》被严格地执行,劳务派遣的用工方式将可能发生以下的变化:

1. 回归其本来的面目,即,企业只在“临时性、辅助性或者替代性”的岗位上有人需求时采用劳务派遣,而在一般岗位以及重要的、核心的岗位上采用直接雇佣方式;
2. 劳务派遣服务转向人力资源管理整体外包,即,劳务派遣单位在人员招聘、合同订立、日常劳动关系管理等各方面提供全方位的服务(而不再由劳务派遣单位与员工直接签订劳动合同);
3. 能够接受期限较短、解除条件较宽松的更灵活的劳务派遣合同的劳务派遣单位,将获得相对的竞争优势。

因此,在《劳动合同法》的体系下,企业可以在合适的岗位上采用劳务派遣的用工方式,并应慎重选择劳务派遣单位,对劳务派遣合同等的约定进行详尽的审查,以实现采用劳务派遣用工方式的目的。

备注:

请点击以下网址,查看《劳动合同法》的全文内容:
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfqz/zxfl/2007-06/29/content_368169.htm

(里兆律师事务所 2008 年 01 月 18 日整理编写)

上述の項目のほか,まだ多くの面(例えば,従業員の会社への帰属意識など)についても比較することができる。上述した比較についてのみ述べると、「労働契約法」の体系下において,直接雇用と比較した場合,労働者派遣の選択には依然としてある程度の柔軟性はあるが,しかし労働管理コストの低減や労働法上の義務を回避するなどの効果を必ずしも得られるとは限らなくなっている。このため、「労働契約法」が厳格に執行された場合,労働者派遣による労働使用形態には次に示す変化が生じることが考えられる。

1. その本来の姿に戻る,即ち,企業は「臨時性、補助性、または代替性」を有する職務について人材が必要なときに限り労働者派遣を採用し、一般職務および重要で核心的な職務については直接雇用の形態を採用するようになる。
2. 労働者派遣サービスは人材資源管理全体のアウトソーシングの方向に転換し、即ち,派遣元事業主は,労働者の採用・契約の締結・日常労働関係管理などの各方面にて全面的なサービスを提供するようになる(派遣元事業主と従業員が直接労働契約を結ぶことはなくなる)。
3. 派遣期間が比較的短く,解除条件が比較的緩く柔軟な労働派遣契約を受け入れることができる派遣元事業主であれば,競争上相対的な優勢を得ることができる。

よって「労働契約法」の体系下において,企業は適当な職務について労働者派遣による労働使用形態を採用し,且つこれを採用する目的と意図を実現するためには,慎重に派遣元事業主を選択する必要があり,労働者派遣契約などの約定については詳しく審査しなければならない。

備考:

「労働契約法」の全文の内容をご覧になるには下記 URL をクリックしてください。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfqz/zxfl/2007-06/29/content_368169.htm

(里兆法律事務所が 2008 年 1 月 18 日付けで作成)